

危険な老朽原発にレッドカードを!

老朽原発 40 年廃炉訴訟市民の会

草地 妙子

<震災後、国を相手にした本格的行政裁判>

東京電力の起こした福島第一原発事故から 6 年。事故の急速な風化が進む中で、原発裁判が名古屋で行われています。これは、原発事故の反省から、原発は「原則 40 年で廃炉」にするという法改正がなされたにも関わらず、原子力規制委員会が 40 年超え原発の運転をさらに 20 年延長する許可を出したことに對し、その違法性を問う行政裁判です。現在、福井県の高浜原発 1、2 号機に続いて美浜原発 3 号機に對しこの許可が出されており、その処分の取り消しを求めています。これには、名古屋の弁護士はじめ、東京、金沢、大阪、山梨、滋賀など全国からの弁護士が集まり、総勢 25 名の弁護団となっています(最初は 10 名程度でしたが次々に弁護士が加わり、現在も増えています)。原発事故後に、40 年原発の延長をめぐる国を訴えた裁判は全国初で、とても大きな意味を持っています。これに勝てば、再稼働を止めるだけでなく、これから 40 年を迎える全国の原発を廃炉に向かっておし進めることができます。逆に、もしこれをこのまま許せば、原発の再稼働に歯止めがかからなくなるだけでなく、原発新增設に向かって動き出す流れも止められないのではないかと危惧しています。

<原発再稼働だけでなく新增設も視野に>

私は、2007 年から 2014 年まで山口県で生活していました。山口県には上関原発建設計画があり、建設予定地の対岸 4km 先にある祝島の住民は 30 年以上前から原発建設反対を続け、今や反原発のシンボルのような存在とされる面があります。しかし、福島事故の起こる前は、工事の強行に非暴力で抗議しているにもかかわらず、その気迫のためか、祝島島民は、「工事を妨害するかたくなな反対派」として県内でも報じられていたことをおぼえています。国策をバックにした巨大企業の強引さは全く問題にされません。抗議する漁船やカヤックの頭上に平気でコンクリートブロックを吊り上げ、台船のクレーンにしがみついた人をそのまま吊り上げる、カヤックを転覆させる、羽交い絞めにする、けが人が出ても作業を止めない、日没に工事はしないとの約束を破り夜中の 2 時に 600 人もの作業員と作業船 14 台

で奇襲する、など一。これは福島事故のわずか 20 日前の出来事です。福島原発事故は最悪の出来事ですが、上関では、海の埋め立て工事はストップし、祝島の人たちは「もう浜に座りこまなくていいんだと思った」と言われました。誰もが、原発の新增設は無理だと思ったはずで

しかし、計画は白紙になったわけではありませんでした。今年の 8 月に山口県の村岡嗣政知事は、海の埋め立て免許延長許可を中国電力に出してしまいました。政府、県、電力会社は、6 年間、この時を虎視眈々と狙っていたのです。埋め立て用のケーソン(埋め立て用周辺の外壁)はずでに完成し、いつでも予定地へ運び込むことができるように準備されています。政府は、「原発の新增設やリプレイス(建て替え)は想定していない」としていますが、震災前に着工済みの島根 3 号機、大間、東通 1 号機はその対象外としていますし、日本原電の敦賀 3、4 号機や九電の川内 3 号機の増設計画もあります。私たちは、単に老朽原発が危険だから、というだけでなく(老朽原発は何より危険との認識は必要ですが)、原子力規制委員会のなし崩しの審査を認めず、政府の二枚舌を許さない、という声を挙げるのが何より大切だと思っています。



(2016 年 4 月 14 日名古屋地裁に提訴)

<あくまで経済性最優先のずさんな審査>

震災後、老朽原発の廃炉が決定しているのは、美浜 1 号機(運転開始 1970 年 11 月)、2 号機(同 1972 年 7 月)、敦賀 1 号機(同 1970 年 3 月)玄海 1 号機(同 1975 年 10 月)、島根 1 号機(同 1974 年 3 月)、伊方 1 号機(同 1977 年 9 月)ですが、いずれも出力が 34~56.6 万キロワットの小規模な原発であるのに対し、延長が認められた原発は、出力 82.6 万キロワットと大きく、電力会社が巨額な工事費用をかけても採算が取れると見込まれる原発だけです。廃炉が決まった原発が、厳しい審査で篩にかけられたわけではなく、あくまでも経済

性を優先した結果です。「40年廃炉ルール」は機能しておらず、骨抜きにされています。原子力規制委員会の田中俊一委員長は就任当時、40年原発の20年延長に対しては「相当厳しい態度で臨む」としていましたが、その審査においては、関電を手助けする以上に叱咤激励し、審査の期限切れ廃炉を避けるために認可前に行なければならない重要な試験を認可後に先送りするという、荒業をもやっけてのけました。この間に審査に関わった関電社員の一人が、月200時間にも及ぶ残業を強いられた末に過労自死しています。その異常な勤務時間もさることながら、相当なプレッシャーがあったのではないかと想像します。

このような無理筋な審査を進めた規制委と、再稼働へのプレッシャーを与えた政府をこのまま見過ごすわけにはいきません。

〈連帯し、司法へ声を届けよう〉

この6年間、私たちは何をしてきたのでしょうか。思えば、福島の事故は現在進行形、「風化」などしているはずもありません。にもかかわらず、人々の意識の中で風化が進んでいるのはどういうことでしょうか？これは、原発立地を過疎地に限って行ってきたこと(押し付けてきたこと)と無関係であるとは思えません。だからこそ、これまで押しつけてきた側である名古屋の地で、この裁判に取り組むことは、意味があると思っています。福島の事故を経て、名古屋も危険性の上で「他人事」では無くなったというだけでなく、原発が有する差別性に目を向けてこなかった結果として、あの事故がある、という自意識がなければ風化は進む一方だと思います。

これまで政府は、事故をいかに小さく見せるかということに必死で、子どもの甲状腺がん増加についてもその因果関係を認めようとしません。巷では、放射能は心配しすぎるほうが体に悪いという言説まで飛び出し、食品の汚染を気にする消費者へは、「風評被害」という言葉で加害を転化されてきました。また、住宅支援打ち切りで自主避難者に帰還圧力をかけ、原発事故処理の負担は国民へ回し、東京オリンピックを復興五輪と位置付けて終わりにしようともされています。挙げればきりがなほど全く偽りだらけの状況を許してしまっていることは、本当に悔しい限りです。

それでも、望みをつなぐのは、事故前は門前払いだった原発裁判で、再稼働差し止めの決定が出されていることや、原発立地地域でも「原発再稼働を認めない」との声が上がっていることです。裁判では、大津地裁の決定で実際に動いている原発をも止めることができま

した。最近では、高浜原発の運転延長に反対する意見書を高浜町音海地区の自治会が、関電と県、町に提出したとのニュースもありました。偽りだらけと思える状況の中でも、決してあきらめない人々が全国で裁判や活動に取り組んでいます。愚痴らず、腐らず、「何かおかしい」と思っている人々となつがっていくことこそ、今、為すべきことと思っています。

裁判に勝つためには、皆様の後押しする「声」が必要です。裁判官が勇気をもって正しい判決を出せるよう、皆様のご支援をよろしくお願いいたします。



(訴訟の応援キャラクターデンジャラス君)

老朽原発 40年廃炉訴訟市民の会

住所：〒460-0002

名古屋市中区丸の内2丁目18番22号

三博ビル5階 名古屋第一法律事務所 内

TEL: 080-9495-9414(事務局)

e-mail: toold40citizens@gmail.com